

お手続き方法のご案内

お申込み

「加入依頼票」に必要事項をご記入いただき
メールまたはFAXにてご提出ください。

詳しいご案内および正式な保険申込書を電子署名にてご案内いたします。
WEB上でのお申し込みをお願いいたします。
※保険始期 10 日前までのお申込みの場合は郵送でのご案内も可能です。



保険料お支払

電子署名または申込書での契約手続き後、
口座振替依頼書または請求書払いにて保険料をお支払いください。



①口座振替

保険開始日の翌月26日に引き落とし予定です。
(金融機関が休みの場合、翌営業日)

②請求書払い

保険会社から届きます「保険料お振込のご案内 兼 請求書」にてお振込み
をお願いします。(保険料払込期限：保険開始日の翌月末)

証券到着

お手元に証券が届きます。
ご契約いただいた内容に誤りがないかご確認ください。

事故のご連絡・ご相談

お電話の場合



インターネットの場合



■この保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談の上、お進めください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

■「クリーン精米屋」自体の損害の場合、損害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額(注)と同額になった場合は、このご契約は損害発生時に終了します。なお、保険金額と同額にならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は保険期間の終了日まで有効です。

(注)保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は保険価額(時価額)とします。

取扱代理店 **クボタ総合保険サービス株式会社**
フリーコール0120-11-3721
FAX 06-6648-3729
MAIL: kti.g.nouki@kubota.com

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
担当課 関西営業第三部営業第二チーム
〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
TEL 06-6203-0548

ホームページはこちら



クボタ「クリーン精米屋」購入の皆さまへ 総合補償制度のご案内

動産総合保険(損害賠償責任担保特約付)



本ちらしは動産総合保険(損害賠償責任担保特約付)の概要を説明したものです。
保険の内容は動産総合保険のパンフレットをご覧ください。
詳細は保険約款によりませんが、ご不明点がありましたらクボタ総合保険サービス株式会社におたずねください。
ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」または「約款(集)」をよくお読みください。

クボタ「クリーン精米屋」をご購入いただいた皆さまに万が一の事故に備えまして総合補償制度をご案内させていただいておりますので、ご検討の程よろしくお願ひ致します。

この制度は、お客さまが購入された **クリーン精米** に関わる下記の損害を補償します。

保険の対象

- ＜動産総合保険＞ 「クリーン精米屋」の購入価格に含まれる
 - ・精米機本体
 - ・簡易建屋
 - ・ヌカタンク ・ヌカハウス
 ※屋内設置タイプの場合、収容建物は含まれません。また、屋外設置タイプの簡易建屋の基礎も補償対象外です。
 - ＜損害賠償責任担保特約＞ クリーン精米屋にかかわる損害賠償責任
- 「クリーン精米屋」内に収容されている現金は補償対象外です。

お支払いの対象

1. 「クリーン精米屋」の損害 ＜動産総合保険＞
 設置されている「クリーン精米屋」について、「不測かつ突発的な」事故による損害を補償します。
 ＜例＞
 - ・異物(石など)混入による損害
 - ・火災・落雷・水災による損害
 - ・自動車などによる当て逃げの損害
 「クリーン精米屋」の単なる故障の修理代金ならびに上記の事故に伴う休業損失は補償対象外です。
2. 「クリーン精米屋」にかかわる賠償責任 ＜損害賠償責任担保特約＞
 設置した「クリーン精米屋」の所有、使用、管理に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害を補償します。
 ＜例＞
 - ・精米機の設置場所の管理が不十分であったため倒れ、通行人にケガを負わせてしまった。
 - ・精米機に付帯している看板の取付が甘く、突風により飛ばされ、第三者の自動車に損害を与えた。

保険金をお支払いできない主な場合

「クリーン精米屋」の損害

- ・保険契約者または被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
 - ・保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
 - ・保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
 - ・被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
 - ・汚れる、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ・精米機内に収容されている現金に生じた損害
 - ・本保険「水災危険担保特約条項」がセットされているため、別途送付させていただき、パンフレット「保険金をお支払いできない主な場合」欄に記載されている「水災によって生じた損害」でも保険金はお支払いしますが、「損害拡大防止費用」は水災事故の場合お支払いしません。
- など

「クリーン精米屋」にかかわる賠償責任

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
 - ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任によって被る損害
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
 - ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい)、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害
- など

保険金額および支払限度額について

1. 「クリーン精米屋」の損害

購入価格をもとに設定いただいた保険金額
 自己負担額: 1事故につき1万円

2. 「クリーン精米屋」にかかわる賠償責任

対人・対物賠償共通(合算)で2億円限度(1名・1事故につき)
 自己負担額: なし

保険期間(ご契約期間)と保険料について

保険期間 (ご契約期間) 1年間

年間保険料 保険金額 × 0.95% + 1,000円

保険金額の算出方法

購入日、購入価格により下表の算式で算出します。

購入後経過年度	購入価格 ×
初年度	100%
2年目	90%
3年目	80%
4年目	70%
5年目	60%
6年目	50%
7年目以降	一律40%

初年度の保険金額は購入価格(消費税を含む)とし、10万円単位で万円位を四捨五入してください。ヌカタンクの価格は購入価格に含めてください。

ご加入例①

購入価格400万円 (購入と同時にご加入の場合)

保険金額 400万円 × 100% = 400万円

400万円 × 0.95% + 1,000円 = 39,000円

ご加入例②

購入価格400万円 (購入後2年目にご加入の場合)

保険金額 400万円 × 90% = 360万円

360万円 × 0.95% + 1,000円 = 35,200円